

7 川健障施第 5 4 0 号
令和 7 年 7 月 1 日

市内 指定障害福祉サービス等事業者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

情報公表に係る報告における留意事項等について（通知）

日頃から、本市障害保健福祉施策に御尽力いただきありがとうございます。

令和 7 年度障害福祉サービス等情報公表制度の実施について、本市では今年度の実施要綱を定めており、各事業者には当該要綱に基づき事業者及び事業所の情報を御報告いただいているところですが、当該情報を審査する際に散見される事例及び留意事項について、下記のとおりお示しします。

各事業者におかれましては、下記を御参照の上、事業者及び事業所の情報を御報告くださいますようお願いいたします。

記

1 処遇改善加算Ⅰ又はⅡの算定要件

厚生労働省及びこども家庭庁より発出された「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」において、処遇改善加算の算定要件のうち、職場環境等要件に関して、処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表するよう示されました。

については、障害福祉サービス等情報公表制度（以下、「公表制度」という。）における報告対象である事業所において処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を本市へ報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を御記載ください。

ただし、令和 7 年度においては、処遇改善計画書において令和 8 年 3 月末までに職場環境等要件に係る取組を行うことを誓約した場合は、令和 7 年度当初から職場環境等要件を満たしたものと取り扱うこととして差し支えないこととされているため、当該誓約をした内容を御報告くださいますようお願いいたし

ます。

2 その他留意事項

(1) 公表する情報の内容

公表制度については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障害者及び障害児の保護者が指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の提供するサービスを適切に選択できるようにするために、事業者が提供するサービスについての情報を公表することとされています。

したがって、上記「1 処遇改善加算Ⅰ又はⅡの算定要件」に限らず、「令和7年度 川崎市障害福祉サービス等情報公表実施要綱」に示す公表する情報の内容について遺漏なく御報告くださいますようお願いいたします。

(2) 未報告項目について

本市は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を障害福祉サービス等情報公表システムにより公表しておりますが、「あり」、「なし」の選択項目が未報告の場合、自動処理により「なし」として公表いたしますので御注意ください。

なお、虚偽の内容を報告した場合等には勧告、命令又は指定取消の対象とする場合がありますので御留意ください。

(問合せ先)

障害者施設指導課 事業者指導担当

電話：044-200-0082

FAX：044-200-3932